慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	塾法科大学院の次期10年
Sub Title	
Author	片山, 直也(Katayama, Naoya)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2015
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.32 (2015. 7) ,p.23- 32
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	慶應義塾大学大学院法務研究科創立10周年記念講演会
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20150707-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶應義塾大学大学院法務研究科
創立 10 周年記念講演会

塾法科大学院の次期 10 年

片山　直也（慶應義塾大学大学院法務研究科委員長）

ただ今ご紹介いただきました法務研究科委員長・片山でございます。

私は、2004 年に法科大学院が開設される前年 2003 年から、開設準備室の一員として、法科大学院開設の準備に携わり、開設と同時に、塾法学部から法務研究科に移籍をし、それ以降、民法担当の研究者教員として、塾法科大学院における法曹教育に従事して参りました。この間、開設から 2007 年 9 月まで、執行部の一員として、平良木登規男・初代委員長、豊泉貫太郎・第 2 代委員長の補佐を務め、2011 年 10 月からは、第 3 代の伊東研祐・前委員長を引き継いで、なんとか 3 年間、法務研究科委員長を務めて参りました。

まずは、本日ご出席の皆様、ならびに、塾内外の関係各位のご協力・ご支援をもちまして、塾法務研究科が無事開設 10 年を迎え、本日ここに、めでたく開設 10 年の記念講演会を開催できましたこと、法務研究科を代表しまして、心より御礼を申し上げたいと存じます。

特に、本日の講演会の冒頭では、清家篤先生、大石裕先生、鹿内徳行先生には、大変ご丁寧なご挨拶・ご祝辞を頂戴し、誠にありがとうございました。法務研究科がこの 10 年間、トップ・ロースクールとして一定の成果を挙げることができましたのは、ひとえに、慶應義塾、法学部、三田法曹会の皆様の全面的なご協力・ご支援があってのことでございます。

塾法科大学院の 10 年間を振り返りますと、感慨深いものがございます。今

日の隆盛からしますと想像がつかないかも知れませんが、開設前年 2003 年の 12 月に実施された最初の入試における出願期間の延長に象徴されるように、決して順風満帆とはいえず、混乱の中の船出であったといえましょう。また、開設 4 年目の 2007 年には不祥事もございました。

これらの創成期における混乱を切り抜けることができましたのは、塾、法学部、三田法曹会のご協力があったからこそだという点を、開設 10 年記念のこの日に再確認させていただきたいと存じます。

特に本日ご出席の安西祐一郎元塾長、黒田昌裕元常任理事には、法務研究科開設時に強いリーダーシップを発揮され、法務研究科の組織づくりをご指導してくださいました。また、個々にお名前を挙げることはできませんが、初年度入試では、法学部の先生方には、日吉の先生方も含めて、暮れ押し詰まる中、緊急のご出勤による入試書類の整理をお願いしましたところ、快くお引き受けいただきました。さらに、豊泉先生には、実務家教員でありながら、委員長職をお願いし、不祥事後の法務研究科がもっとも困難な時期を乗り切って下さいました。これらの先生方には、改めまして、この場をお借りしまして、心より感謝の念を伝えさせていただきたく存じます。

また、2012 年にミャンマーの最高裁長官を含めた裁判官 5 名を招聘し、シンポジウムを開催した折には、三田法曹会を中心として大勢の皆様から多額のご寄付を頂戴しました。修了後のギャップタームにおける海外サマースクールへの派遣補助など有益に活用させていただいております。

1　この 10 年の成果

さて、このように法務研究科は、慶應義塾、法学部、三田法曹会のご協力・ご支援を得て、この 10 年間、「理論と実務の架橋」という法科大学院の理念に加えて、「国際性、学際性、先端性」という独自の理念をかかげて、21 世紀の法化社会に求められる幅広い人材の育成を目指し、文字通り「社中一致」で、法曹養成に邁進してきました。

すでに 8 期に亘っての修了生を輩出しておりますが、累計で 1319 名の修了生が司法試験に合格し、将来を嘱望される法曹として活躍しています。累計の合格率では 76.8％ですので、当初の法曹養成制度改革の目標であるほぼ 4 人に 3 人を達成していることになります。

さらに、ご案内のとおり、昨年度は、司法試験の合格者数 201 名、合格率 56.78％と、全国法科大学院中、合格者数・合格率ともに 1 位という好成績を収めることができました。

他方、法曹三者以外についても、多くの修了生が、塾法科大学院で学んだ法律知識や法的思考能力を活かし、資格の有無を問わず、いわゆる「第 4 の法曹」として、民間企業や官庁・地方公共団体等での活動を開始しています。さらに、まだまだ数こそ少ないですが、2 名の修了生が、修習を経て、塾法科大学院で助教（3 年有期）として研鑽を重ねた後、他大学（金沢大学法学部、北海道大学法学部）に研究者教員として迎えられています。

また、多くの修了生が、法務研究科における後進の指導に協力してくれています。学習支援ゼミ、修了生支援ゼミ、学習相談会などを担当する若手弁護士は 50 名を超えています。彼らは、将来の塾法科大学院を支える実務家教員の予備軍であり、すでに高い専門性を生かして、法学部や法科大学院の授業科目（医事法演習、渉外法務 BP・WP など）で講師として教壇に立つ修了生も現れています。

開設 10 年目を迎えて、法科大学院に対する厳しい逆風が吹き荒み、近時は、法科大学院の志願者の減少、弁護士の就職難など、ネガティブな報道ばかりが目につきますが、これら修了生の活躍は、少なくとも塾法科大学院を含めたトップ・ロースクールに関しては、法科大学院を中心とした法曹養成システムが軌道に乗り、成功を収めていることの証左であるといえましょう。

塾法科大学院開設 11 年目を迎えて、まずなすべきことは、この 10 年間の塾法科大学院における教育を適正に評価し、本日ご出席の修了生のご活躍を含めて、社会に向けて発信することではないかと考えております。

ここでは、この 10 年間の塾法科大学院における教育の成功の要因として、

次の 4 点を挙げておきたいと思います。

第 1 は、実務家教員と研究者教員の協働がうまく機能したという点です。最先端のベーシック・プログラム（BP）、ワークショップ・プログラム（WP）は、実務家教員と研究者教員の共同担当を原則し、法律基本科目においても、民法総合Ⅱ（当初は民法総合Ⅰも）では、実務家教員と研究者教員の共同担当を実現しました。この点は、他の法科大学院では類例を見ないようで、他大学の教員から驚嘆と賞賛の声が聞かれるところです。また、共同担当ではないが、6 クラス制で展開されている 2 年、3 年次の法律基本科目においては、民法総合Ⅰ、商法総合Ⅰ、商法総合Ⅱ、刑事訴訟法総合、刑事法総合Ⅰなどの多くの科目で、実務家教員（裁判官派遣や検察官派遣の実務家教員も含めて）と研究者教員がそれぞれクラスを担当することによって、教材作成、授業準備、試験の打ち合わせ等で意見交換、ときには長時間に亘って激しい議論を重ねる機会を持つことができ、相互に刺激を受けながら、まさしく「理論と実務の架橋」の理念に沿う形で、教員の教育力を向上させる結果に繋がったと確信しています。

第 2 は、塾のよき伝統を継承した三田法曹会所属の実務家教員・塾出身研究者教員と、塾外からお越しいただいた優秀な実務家教員・研究者教員とが、相互に尊重し合い、「半学半教」や「社中一致」の精神を共有しつつ、相乗効果を発揮することができたという点を挙げることができましょう。

第 3 は、カリキュラム・ポリシーです。実践的な法律基本科目、徹底した法律実務基礎科目、多彩な選択科目を 2 年次以降に並行して段階的に学ぶカリキュラムが組まれた点が重要だと思います。院生にとってはややハードではありますが、司法試験の合格とともに、プロセスとしての法曹養成の後半に位置づけられる司法研修所での事実認定に重点を置いた教育との連携、法曹として活躍する際に求められる高度の専門性（付加価値）を明確に意識したカリキュラムとなっている点が、院生に高い意識を持たせつつ、法曹に必要な能力を涵養し、それによって法曹各界から塾法科大学院修了生に対する高い評価および信頼を獲得することに繋がっていると分析できます。

第 4 には、塾法科大学院は、「理論と実務の架橋」という法科大学院の理念

に加えて、「国際性、学際性、先端性」という独自の理念を掲げていますが、これらの「理念」の持つ潜在的な力を看過できないと考えています。

まずは、あまり指摘されていない点ですが、「理論と実務の架橋」という法科大学院の理念が、福澤のいう「実学」の精神にまさしく合致しているという点を指摘しておかなければなりません。

丸山眞男は、福澤の「実学」概念について、2 つの重要な指摘をなしています。

第 1 は、福澤の「実学」は、単なる実用主義や経験主義とは異なるという点です。すなわち「(福澤は) 全く新たなる人間類型、彼の所謂『無理無則』の機会主義を排してつねに原理によって行動し、日常生活を絶えず予測と計画に基いて律し、試行錯誤 (trial and error) を通じて無限に新らしき生活領域を開拓して行く奮闘的人間―の育成を志した」と分析しています。

第 2 は、『通俗道徳論』の著名な一節 (「左れば、かかる人情の世界に居ながら、唯一向に数理を依て身を立て世を渡らんとするは甚だ殺風景にして、とても人間の実際に行はれ難」との一節) から、福澤の「実学」は、科学主義 (科学的決定論) への少なからぬ懐疑の内包しており、実際的処理の仕方は「少しづゝにても人情に数理を調合して社会全体の進歩を待つの外ある可からず」という「漸進主義」であったと分析する点です。この 2 点は、「実学」として「法」を学び、実践する法曹実務家にとって、きわめて示唆に富む分析だと思います。

次いで、「国際性、学際性、先端性」の理念ですが、開設時の 3 年間 (平成 16 年度～ 18 年度) は、同理念に基づいて、「ワークショップ・プログラムによる教育展開」を立ち上げ、文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムの資金を得て、今日に繋がる多分野 (平成 25 年度は 16 分野) にわたる多彩なワークショップ・プログラム (WP) の興隆を導くことができましたし、次期 10 年の塾法科大学院の行く手を照らすことになるのも、この「国際性、学際性、先端性」の理念であると予測されます。

以上、塾法科大学院における法曹養成教育の特徴を 4 点に整理しましたが、いうまでもなく、法科大学院における教育の成果は、本日お集まりの修了生の

皆さんの 10 年後、20 年後の法曹としての活躍によって測られるものであることを付言させていただきます。

2　次の 10 年の方向性

さて、福澤に、「一身にして二生を経る」という言葉がございます。親の敵といった藩閥制度の中で過ごした人生の前半と、明治維新後の文明開化の後半生と、1 つの身体で 2 つの人生を送ったようなものだとの趣旨で、福澤の生きた時代が、いかに変革・激動の時代であったかを示す言葉です。グローバル化の流れの中で第 2 の開国を迫られている今日の日本の置かれた状況は、福澤が生きた時代に共通するとよくいわれます。そのことは、志願者が減少し危機的な状況を迎えている法科大学院を中心とした法曹養成制度について、まさしく妥当すると思われます。我々研究者からすれば、ロースクールが開設されたこと自体がすでにそうでしたが、話を 2004 年以降の法科大学院に限定しても、おそらくこれからの次期 10 年でロースクールを中心とした法曹養成制度のあり方は大きく変容し、法科大学院関係者、法曹関係者は、まさしく「一身にして二生を経る」ことになると予測されます。

私は委員長に就任して以来、パンフレットや HP で、「プロフェッショナルとしての法曹、エリートとしての法曹、フォーラムとしての法科大学院」という形で標語化し、院生や入学志願者に塾法科大学院の理念を伝え、高い意識を持つように促しています。「エリートとしての法曹」という表現は、誤解を招くおそれはありますが（もちろんここでいう「エリート」は、特権階級という意味ではなく、スペインの思想家であるオルテガがいうように、自らに多くの要求を課し、進んで困難に立ち向かい、つねに前進しようとする者を指しています）、塾法科大学院でも、期を重ねるごとに、とにかく司法試験に合格することがもっぱらの関心事で、内向きでかつ正解志向が強過ぎる学生が増えてきたとの危機意識があり、敢えてこの表現を用いることとしました。

多様化し、激変する 21 世紀の社会において、我々が法曹として紛争に直面

するとき、予め答えが与えられていることなど皆無なのだから、自分の頭で考え抜き、社会に対して新しい価値を提示することが求められている。そこで必要とされる法曹の能力とは、①社会の絶えず変化するニーズを的確に摑み取る力、次いで、②それらの諸々のニーズを法の理念（正義や公平）に照らして整序した上で、法を適用し、さらには立法上、法解釈上、法政策上の具体的な提言に結びつける力であり、揺らぐことのない基本をしっかりと身につけた上で、「社会」と「法」のダイナミズムを受け止める力量が問われているとのメッセージです。

そして、塾法科大学院自体も、生まれかわらなければなりません。そこで、法務研究科では、「中長期将来構想委員会」を立ち上げて、昨年 8 月に、「慶應義塾大学大学院法務研究科における中長期の将来構想について」をまとめました。また、現在は、政府を中心とする法曹養成制度改革の動きに併せて、来月にも「慶應義塾大学法科大学院における先導的取組」を取り纏める予定です。

これは、次期 10 年を見据えて、法科大学院が、「プロセスとしての法曹養成」制度の中核に位置づけられていることを再認識し、「国際性・学際性・先端性」の理念に沿って、これまで以上に、国内外の様々なフィールドで活躍し、21 世紀の法化社会を先導する法曹を養成することを目指すもので、その理念を実現するために、新たな教育システムおよび教育プログラムの導入を具体的に提案しています。ここでは修了生にも関連する 3 つの取組をご紹介します。職域拡大、法曹リカレント、グローバル化対応の 3 つです。

①　フォーラム・プログラム（FP）を通じた職域拡大

フォーラム・プログラムを通じて、複雑多様化し、グローバル化する 21 世紀の社会が求める新たな活動領域で活躍できる人材の養成を目指すもので、奥邨弘司先生（知財）が取り纏め役です。

具体的には、次の 5 つのフォーラム・プログラムを本年度から開設しています。

企業内リーガルセクション FP　：　企業で活躍する法律専門家を養成す

る

公共政策法務 FP　：　官公庁や地方公共団体で活躍する法律専門家を養成する

起業と法 FP　：　起業家を支援する法律専門家（広くゼネラル・カウンセル）を養成する

国際法務 FP　：　国際機関で活躍する法律専門家を養成する

法整備支援 FP　：　新興国の法整備支援で活躍する法律専門家を養成する

各分野で活躍する塾法科大学院修了生（将来的には、各フォーラム・プログラムを受講した修了生）にも適宜授業に参加してもらい、「半学半教」で相互に学ぶ機会を提供することを考えています。

あわせて、企業や官庁などでインハウス・ローヤーとして活躍する修了生の集まりとして「インハウス三田会」が発足しました。HP 上で活躍の様子をリレー方式で紹介していますので、ぜひご覧ください

② 法曹リカレント教育（CLE）プログラムを通じた専門法曹の養成

これは佐藤英明先生（租税法）が取り纏め役です。

社会の高度化・複雑化・国際化への対応が必要とされるこれからの実務法曹には、高度な専門性が要求されます。塾法科大学院においては、個々の実務法曹が必要とするレベルに応じた専門的教育を、専門法曹養成プログラム（専門と専修の 2 コース）と個別科目履修制度の二本柱の CLE プログラムによって提供しています。個別科目の方は、英語での授業も含めた多くの展開・選択科目をオープンにしました。専門法曹養成プログラムの方は、租税法、労働法、経済法、倒産法について、本年度、日弁連から 20 名ほどのモニターを派遣してもらい、試行実施をしていますが、専門性を高めるためにこそ、体系的な学習が必要だということで、大変好評です。

③　グローバル法曹・優秀者の養成

これは、憲法の山元一先生が取り纏め役です。

すでに法務研究科には 18 科目の英語での授業がありますが、それらの履修の体系化や 9 月入学を活用した留学コースを新設して、グローバル法曹の養成を促進したいと考えております。特に優秀な学生については、カリキュラムの大幅な柔軟化により、1 年間の留学による海外 LL.M. 取得の機会を提供する予定です。

さらに、3 年後の 2017 年 4 月を目途に、英語によって授業を行う日本版 LL.M. コースを開設すること計画しています。具体的には、法務研究科内に、現在の J.D. コース（法務専攻・法務博士課程）の他に、1 年間で英語によりグローバル法教育を行う LL.M. コース（グローバル法務専攻・法務修士課程）を開設する構想です。シアトルのワシントン大学を中心に、アジア諸国の主要 LS とダブルディグリーやジョイントディグリーを行う予定です。海外からの留学生も受け入れますが、主として皆さん修了生の法曹継続教育に主眼が置かれています。

12 月 16 日には、三田キャンパスで、10 周年記念事業の一環として、ワシントン大学と共催で、日本版 LL.M. を視野に入れたグローバル法教育（Global Legal Education）に関する国際シンポを開催する予定です。

以上のように、次期 10 年で、法科大学院をめぐる風景は一変することが予測されますが、塾法科大学院は、トップ・ロースクールとして、その動きを先導する責務があると考えております。

ただ、最後に申し上げるべき点は、制度としての枠組みは変わったとしても、また今後どのような新たな枠組みが現れようとも、先輩の法曹が後輩を指導するという塾の「半学半教」の精神は、その枠組みを超えて、着実に受け継がれて行くものと確信しております。その意味では、法務研究科は、むしろ場所（「フォーラム」）であり、あくまでも《塾法科大学院》の担い手は、現在のわれわれ教員であるとともに、次世代を担うのは、皆さんたち修了生です。

法務研究科は、今後とも、皆さんとともに、良き法曹、良き塾員の輩出に尽力したいと考えておりますので、引き続きよろしくご指導のほどお願い申し上げます。